

食品の期限表示について

平成20年3月
農林水産省・厚生労働省

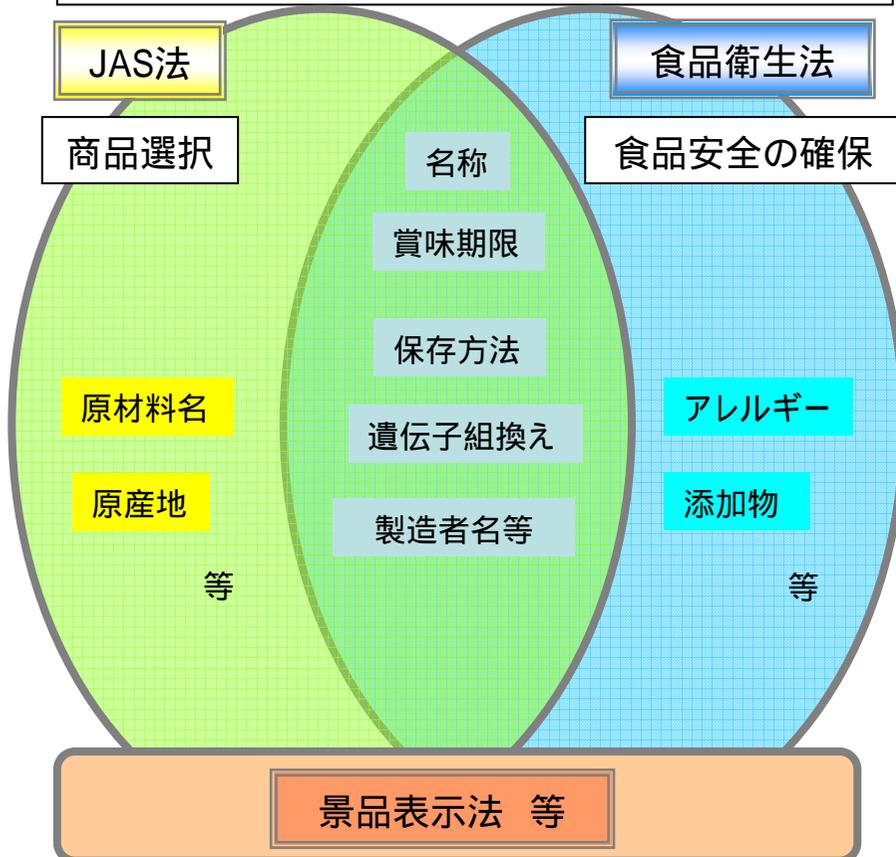
食品表示に関する諸制度

食品表示に関する主な法律には、次のようなものがある。

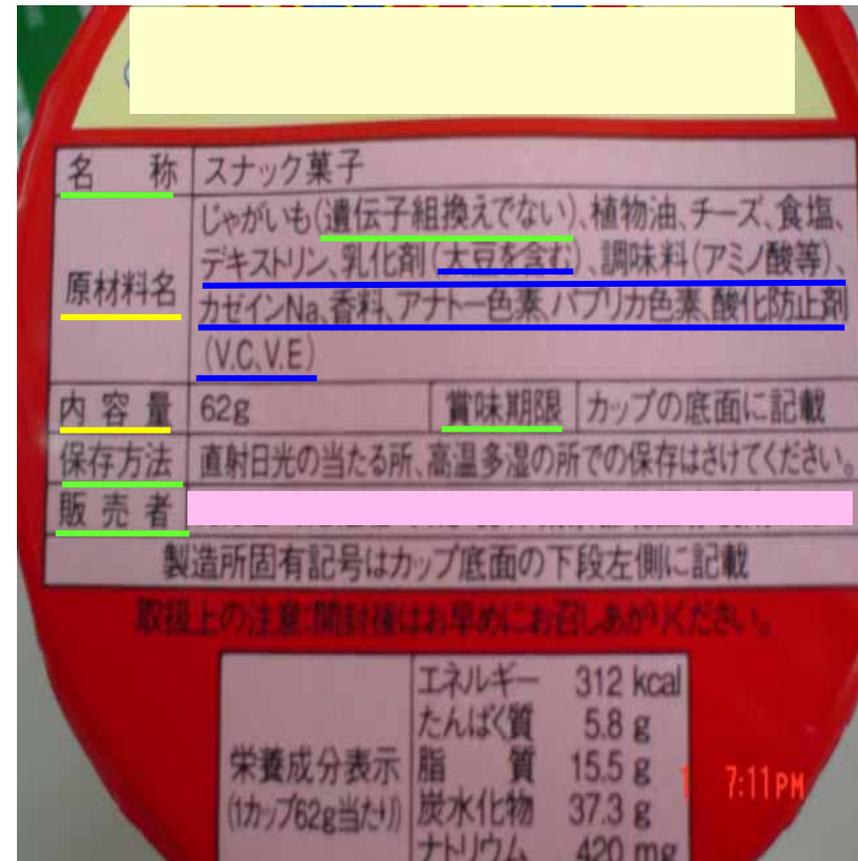
- 食品衛生法…………… 飲食による衛生上の危害発生を防止すること
- JAS法…………… 原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること
- 景品表示法…………… 虚偽、誇大な表示を禁止すること

消費者にわかりやすくする観点から、基本的には主な表示項目を一括して枠内に表示することが義務付けられている。

JAS法と食品衛生法等の関係



実際の表示例



このほか、健康増進法(健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等の禁止)、不正競争防止法(不正な競争の防止)、計量法(適正な計量の実施を確保)なども食品表示に関係します。

海外における期限表示

国際規格(コーデックス) 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格
(CODEX STAN 1-1985(Rev. 1-1991))

4.7 日付表示及び保存方法

4.7.1 個別のコーデックス規格において別段の定めがない場合においては、以下の日付表示を適用しなければならない。

() 「賞味期限(Date of Minimum Durability (best before))」を表示しなければならない。

EU 原則、賞味期限
(腐敗しやすい食品は消費期限)

イギリス 同上

フランス 同上

米国 連邦レベルは義務付けなし

食品表示に関しては、TBT協定(WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」)上、コーデックス規格が国際規格として認識されており、包装食品に横断的に適用される表示の一般規格として、定められている。

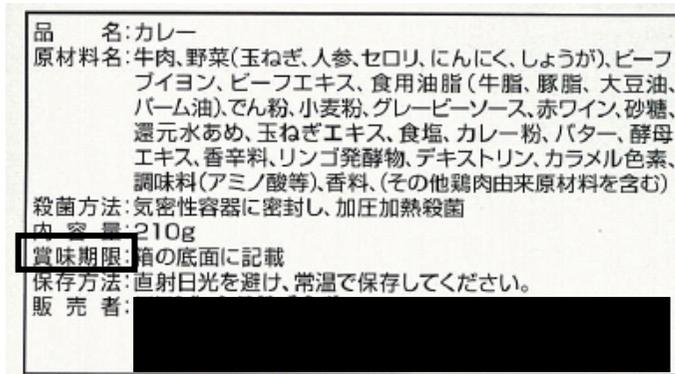
期限表示

平成7年から製造年月日にかえて期限表示(賞味期限又は消費期限)が採用されています。期限表示に加え、製造年月日を任意で併記することは可能です。

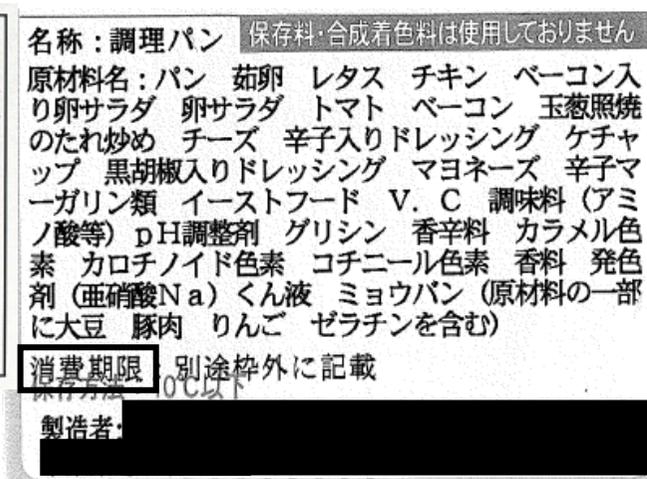
加工食品には、「賞味期限」か「消費期限」のどちらか一方のみの表示が義務付けされています。

傷みやすい食品には、「消費期限」が表示されています。

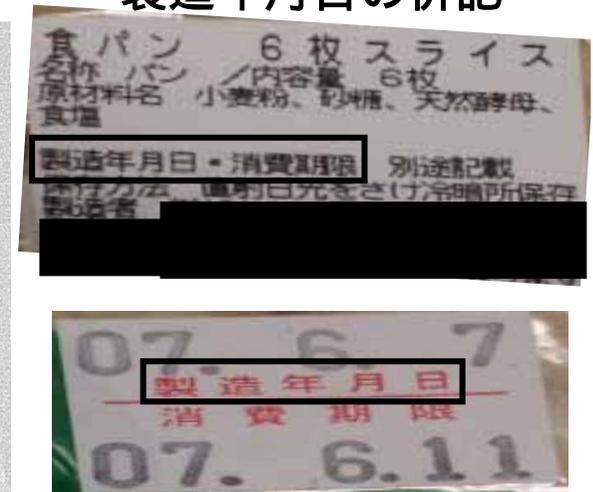
賞味期限



消費期限



製造年月日の併記



(参考) JAS法、食品衛生法共通。平成15年に賞味期限と品質保持期限を「賞味期限」に統一。

賞味期限と消費期限のそれぞれの意味

加工食品には、「賞味期限」か「消費期限」のどちらか一方のみが表示されていますが、それぞれの意味は以下のとおりです。

- 賞味期限 -

おいしく食べることができる期限です！

(best before)

この期限を過ぎても、すぐ食べられないということではありません。

【どんな食品？】

スナック菓子、カップめん、缶詰など

(定義)

定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

- 消費期限 -

期限を過ぎたら食べない方が
良いんです！

(use-by date)

【どんな食品？】

弁当、サンドイッチ、惣菜など

(定義)

定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

賞味期限と消費期限のイメージ



期限表示に変更した理由と経緯

- ・製造年月日表示が過度に厳しい日付管理による事業者の深夜・早朝操業や返品・廃棄等の原因となっていた
- ・米国等の輸出国から国際規格である期限表示の採用を強く求められた
- ・食品の長期間保存技術が確立されてきたため、傷みやすい食品とそうでない食品についての適切な表示が求められていた（製造年月日表示では日持ちの程度が不明）

年	厚生労働省関係	農林水産省関係
昭和23年(1948年)	食品衛生法及び施行規則施行 ・飲用牛乳一部の品目に製造年月日表示義務付け	
昭和25年(1950年)		J A S 法制定
昭和36年(1961年)		加工食品のJ A S 規格整備本格化 ・ J A S マーク品に原則として製造年月日を表示
昭和45年(1970年)		J A S 法改正、品質表示基準制度開始 ・政令で指定された物資（果実飲料等）に原則として製造年月日等の表示を義務付け
昭和60年(1985年)	Codex規格で期限表示を導入（賞味期限が原則）	
平成6年(1994年)	9月 食品衛生調査会答申 ・劣化速度の速い食品（中略）、表示された期限を過ぎた後は飲食に供することを避けるべきであるとする趣旨により、「消費期限」を表示することが適当である。 ・劣化速度が比較的緩慢な食品について、「品質保持期限」表示。	8月 J A S 調査会答申 ・製造年月日から期限表示に転換。 ・品質が急速に変化しやすく、製造後速やかに消費すべき食品には、「消費期限」を表示 ・その他の食品には、「賞味期限（品質保持期限）」を表示
平成7年(1995年)	4月 省令施行	4月 告示施行
平成9年(1997年)	4月 本格施行	
平成13年(2001年)		4月 加工食品品質表示基準に基づき全ての加工食品に期限表示（賞味期限又は消費期限）を義務付け
平成15年(2003年)	7月 品質保持期限を賞味期限に統一	
平成17年(2005年)	8月 本格施行	

期限表示の設定について

食品の情報を把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定しています。厚生労働省と農林水産省は「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を作成しています。

客観的な期限の設定について

期限の設定を適切に行うためには、食品等の特性、品質変化の要因や製造時の衛生管理の状態、原材料の衛生状態、保存状態等の当該食品に関する知見や情報を有している必要があることから、食品等事業者（表示義務者）が期限の設定を行うことになります。

このため、食品等事業者においては、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定することが必要になります。

加工食品の表示に関する共通Q & A
(第2集：期限表示について) 抜粋

食品期限表示の設定のためのガイドライン抜粋 (平成17年2月)

- 1 食品の特性に配慮した客観的な項目（指標）の設定**
理化学試験、微生物試験、官能検査等に基づき期限を設定する必要がある。
- 2 食品の特性に応じた「安全係数」の設定**
食品の特性に応じ、設定された期限に1未満の係数（安全係数）をかけて期間を設定することが基本である。
- 3 特性が類似している食品に関する期限の設定**
食品の特性等を十分に考慮した上で、類似している食品の検査結果等を参考にして期限を設定することも可能である。
- 4 情報提供**
製造業者等は期限設定の設定根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときは情報提供するよう努めるべきである。

食品表示に関する各省連携1

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、農林水産省と関係省庁は、共同の審議会の開催、一元的な相談窓口の設置、共通パンフレットの作成などの取組を進めている。

食品の表示に関する共同会議の開催(平成14年12月~)

JAS法・食品衛生法に関する表示項目、表示方法等の検討を両省共同で行う審議会
消費者、事業者、学識経験者等14名の委員から構成

一元的な相談窓口の設置(平成14年12月~)

JAS法・食品衛生法で規定された表示に関する消費者、事業者からの相談、問い合わせを一元的に受け付ける相談窓口を設置

共通パンフレット等による普及活動(平成15年3月~毎年改訂)

公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省が合同でパンフレットを作成・普及

食品表示連絡会議(平成20年2月~)

内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省及び農林水産省が不適切な食品表示に関する監視を強化するために設置

食品表示監視協議会(平成20年4月予定)

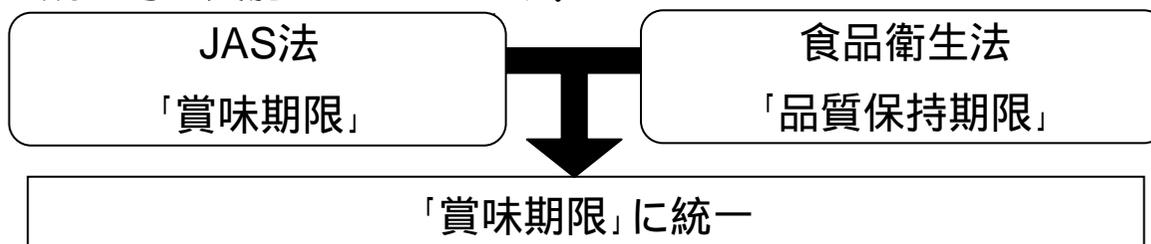
国の出先機関と関係する都道府県の機関との連携強化

食品表示に関する各省連携2

厚生労働省と農林水産省は、共同で表示に関する審議会を設置するとともに、食品の表示に関する一元的な相談窓口（ワン・ストップ・サービス）を開設し、相談を受け付けています。

食品の表示に関する共同会議の開催（平成14年12月～）

- ・食品衛生法・JAS法に関する表示項目、表示方法等の検討を両省共同で行う審議会
- ・期限表示の統一等を実施してきました。



一元的な相談窓口

開催日	電話番号	名称
毎週月曜日	TEL：03-3403-4127	社団法人日本食品衛生協会 食品安全情報相談室
毎週火曜日	TEL：052-232-2029	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 名古屋センター消費安全情報課
毎週水曜日	TEL：048-600-2366	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 本部交流技術課
毎週木曜日	TEL：092-651-5505	社団法人福岡市食品衛生協会
	TEL：078-331-7663	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター消費安全情報課
毎週金曜日	TEL：06-6227-6222	社団法人大阪食品衛生協会 消費安全情報相談室

(参考) 期限表示に関する理解の促進について

平成19年12月17日の関係閣僚会合において、緊急に講ずる具体的な施策として、「賞味期限など食品の期限表示の意味について消費者が正確に理解できるよう、関係省が連携し、消費者の視点に立った分かりやすいパンフレットを早急に作成し、情報提供活動を強化します。(19年度中)(厚生労働省、農林水産省)」とされたことを受け、農林水産省と厚生労働省が連携してパンフレットを作成し、小売店、消費者団体等へ配布しています。

知っていますか
食品の期限表示?
—まずは正しく理解することが大切です!—



すべての加工食品には、
賞味期限 **又は** **消費期限**

おいしく
食べることが
できる期限です!
(best-before)
この期限を過ぎても、すぐ食べられない
ということではありません。

【どんな食品?】
 スナック菓子、カップめん、惣菜など

【定義】
 定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期間を示す年月日を含む。ただし、消費期限を越えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがある。

期限を過ぎたら
食べない方が
よいんです!
(use-by date)

【どんな食品?】
 洋菓、サンドイッチ、惣菜など

【定義】
 定められた方法により保存した場合において、賞味、品質その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期間を示す年月日を含む。

のどちらかの期限が表示されています!

■ふたや包装を開けてしまったら?
 一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べるようにしましょう。

期限の設定は誰がどのようにして行っているの?
 個別の食品ごとに期限は決まっているのかな?



食品の情報を把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定しています。
 (原材料、商品の品質、包装の仕方等で食品の保存できる期間は大幅に変わるからです。)
 厚生労働省と農林水産省は「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を作成しています。

○ガイドラインの内容は?

製造業者等は期限設定の設定根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときは情報提供すること、設定された期限に1未満の係数(安全係数)をかけて設定することが基本であることなどが書かれています。

[期限表示ガイドライン](#) [検索](#)

【トピックス】どうして製造年月日を表示していないの?
 それは、① 賞味期限との誤解(惣菜食品の表示に関するコーデックス規格)、② 保存技術の進歩により食品を見ただけではいつまで日持ちするかわからない、③ 製造年月日表示が商品や業務を拡大させているという理由から、平成7年(1995年)に製造年月日表示から期限表示に変わりました。

STOP **もったいない!** **ゴミを減らそう**

食品を無駄にせず、環境に配慮した食生活が大切です!

賞味期限が切れた食品がすぐに食べられなくなる訳ではありません。廃棄による社会的なコストも考慮しながら、買い物や保存を行っていただくことは、環境配慮の観点等からも望ましいことです。

期限表示の意味を正しく理解して、
 これからも食品の無駄を減らしましょう!

(参考)

コーデックス委員会とは

- 国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) に
よって1962年に設立された国際的な政府間機関。
- 参加国: 175カ国 + 1加盟機関 (EC)
(2007年11月現在)
- 消費者の健康の保護、公正な食品貿易の確保。
= 食品安全 = 品質、表示
- 国際食品規格 (コーデックス規格) を作成